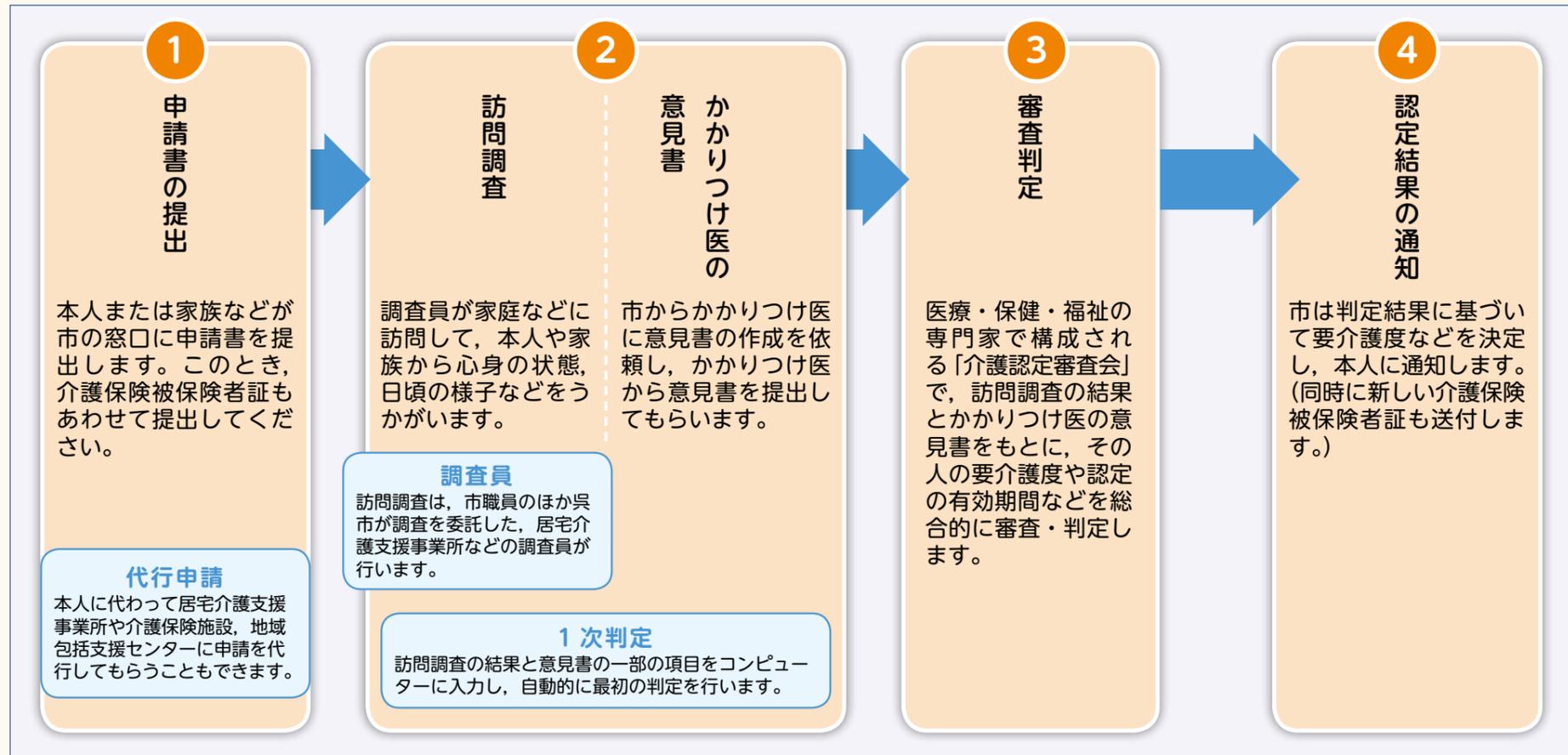


介護保険サービスを利用するには…

まずは要介護認定の申請が必要です。

要介護認定に関するお問い合わせ 介護認定グループ **25 - 3175**



		要介護度区分	利用できるサービス	
要支援	要支援 1	事業対象者	軽い	〈介護予防サービス〉 〈介護予防・生活支援サービス〉
	要支援 2			
要介護	要介護 1			〈介護サービス〉
	要介護 2			
	要介護 3			
	要介護 4			
	要介護 5			

介護認定には有効期限があります！
認定結果の有効期限は、その人の心身の状態などにより、3～36か月の範囲で決定されます。期限後にサービスを受ける場合は、再度、手順①の「申請書の提出」から手続きをしていただきます。
なお、更新手続きについては、有効期間の満了日の60日前から行うことができます。

介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

65歳以上の人 (第1号被保険者)

【介護保険サービスを利用できるのは】
介護や支援が必要と認定された人
(どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。)

- ・寝たきりや認知症などで、入浴や排せつなど日常生活で介護が必要になった場合。
- ・食事や身の回りのことなど、日常生活で支援が必要になった場合。



医療保険に加入している40～64歳の人 (第2号被保険者)

【介護保険サービスを利用できるのは】
加齢が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された人

- 【特定疾病】
- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ①がん(末期) | ⑨脊柱管狭窄症 |
| ②関節リウマチ | ⑩早老症 |
| ③筋萎縮性側索硬化症 | ⑪多系統萎縮症 |
| ④後縦靭帯骨化症 | ⑫糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症 |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 | ⑬脳血管疾患 |
| ⑥初老期における認知症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病 | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑧脊髄小脳変性症 | ⑯両側の膝関節又は股関節に
著しい変形を伴う変形性関節症 |

Q&A

Q 申請の手続きはどのようにしたらいいの？
A 介護保険課・市民窓口課(市役所1階)・各市民センター・居宅介護支援事業所などにある申請書に必要事項を記入して、介護保険課・市民窓口課・各市民センター窓口で介護保険被保険者証もあわせて提出してください。
※本人または家族が申請する場合には、印鑑は不要です。
※40歳から64歳までの人(第2号被保険者)は、健康保険証をお持ちください。

Q 病院に入院したら、すぐに申請した方がいいの？
A 一般病院に入院中の申請時期は、状態が安定し、退院の目処がついた頃です。
治療中で状態が不安定な時期や、他の病院へ転院する予定があるなど、介護保険サービスの利用が見込めない場合は、すぐに申請する必要はありません。

Q 現在は介護保険サービスを利用していないのですが、必要となったときに早めに申請した方がいいの？
A 介護保険サービスの必要がない場合には、早めに申請する必要はありません。介護保険サービスが必要となったときに申請すれば、申請日から介護保険サービスを利用することができます。
ただし、認定結果が非該当になったときは、全額自己負担となります。

Q 交通事故などに遭ったとき、介護サービスを受けることはできますか？
A 交通事故などの第三者(加害者)により、要支援・要介護状態となった人が介護保険のサービスが必要となった場合、利用することができます。ただし、介護保険サービスにかかる費用は加害者側が負担するのが原則ですので、呉市が立て替えた介護サービス費等は、加害者に対し損害賠償請求をすることになります。
交通事故などに遭い、要介護認定を受け介護保険のサービスを利用したり、身体状況が悪化したことで介護サービス量が増えたときなどは、呉市への届出が必要です。